

令和4年6回

君津市農業委員会議事録

令和4年6月3日（金）

令和4年6回君津市農業委員会議事録

日 時 令和4年6月3日（金）午後2時00分から午後3時45分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 石 橋 定 雄

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第13号から議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第19号から議案第28号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

日程第6 議案第29号 令和4年度第2次農用地利用集積計画について

日程第7 報告第 1号から報告第 4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 5号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 6号から報告第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第16号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について

出席委員（14名）

1番 鈴 木 郁 夫

2番 鮎 川 正 幸

3番 水 野 徳 子

4番 小笠原 武 男

5番 笹 本 幸 恵

7番 神 子 純 一

8番 石 橋 定 雄

9番 真 板 徹

10番 田 丸 三 郎

11番 鳥 海 純 次

12番 江澤 康雄

13番 鈴木 清

14番 粕谷 定嗣

欠席委員（1名）

6番 宇野 真弘

出席した職員

事務局長	永田 聡
事務局次長	永嶌 一環
会計年度任用職員	白石 勇一
経済環境部農政課企画調整係長	奥倉 康裕

◎会長挨拶

会 長 皆さん、こんにちは。

梅雨入り前でございますけども、大変お暑い中を御苦労さまでございます。

話題がいっぱい過ぎますけれども、最近ちょっと感じたのは、我々農業者にとりましては、肥料が大変値上がりをしております。私もちょっとびっくりしちゃいましたね。5月の末に買った肥料と同じ肥料を今日午前中に買いましたら、3,000円台が5,000円を超えていました。ものによって50%から90%上がっているということで、まだものがあればいいほうなんですよ。私いつも使っている水に溶かしてやる液肥があるんですけど、それなんかもう在庫ゼロ、メーカーにも問屋にもどこにもないと。材料が入ってこないから、生産のあてもないということを言われました。正直困っちゃうんですけども、何か代替品を探さなくちゃいけないかなというふうに、今日思っているところでございます。

今、全農とかでも牛ふんや豚ふんやあるいは鶏ふん、これを練ってコーティングして化成肥料の代替をやっているようでございますから、そのうちにそういう商品もできるんじゃないかと思います。さもないと、ちょっと異常な高値で、当分見込みがないと思います。特にカリ、リン酸みたいな肥料がね。化成肥料だとみんなそれがないとできないんで、どうしようもないのかなということです。一昔前へ戻っていろいろ、例えば稲を作る場合でも有機質肥料を自ら投入して、どこかそういう形でも考えられるのかなということだと思います。

早速それでは総会に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎諸般の報告

会 長 それではまず、諸般の報告でございます。

5月の総会以降の諸般の報告をさせていただきます。

5月9日総会終了後、君津地区農業委員会連合会の監査が実施され、私が幹事として出席をいたしました。令和4年度君津地区農業委員会連合会通常総会及び令和4年度君津地域農林業振興普及協議会総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面による議決となりました。

そして、5月31日、令和4年度全国農業委員会会長大会が、LINE CUBE SHIBUYA、いわゆる渋谷公会堂です、で開催されまして、私が参加をいたしました。大会終了後、浜田靖一衆議院議員への陳情要請活動を行いました。

以上でございます。

農業委員会の総会は農業委員会会議規則第17条に公開すると規定されております。

本日は1名の方から傍聴の申出がありましたので、御了承願います。

(傍聴人入室)

会 長 会議に先立ちまして、傍聴人の方には会議を傍聴するに当たり、受付時にお渡ししてあります傍聴要領の会議の傍聴人の遵守事項等を守っていただき、会議の進行に御協力をお願いいたします。

永田事務局長 事務局から御報告申し上げます。

本日御審議いただく予定でございました議案第16号につきましては、取下げ願がありましたので、令和4年第6回君津市農業委員会総会議案から削除いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、総会に入らせていただきます。

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は、今現在13名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和4年第6回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定をいたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名をいたします。

9番、真板徹委員、10番、田丸三郎委員の2名にお願いします。

◎議案第1号ないし議案第12号

議長 日程第3、議案第1号ないし第12号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

白石会計年度任用職員 それでは、農地法第3条の許可に関しまして、私、白石から御説明をさせていただきます。

まず、議案第1号、議案第2号ですが、譲受人が同一のため、一括して説明をさせていただきます。

議案第1号は、馬登地先の田3筆、畑1筆、面積4,679平米を、議案第2号は畑1筆、面積1,239平方メートルをそれぞれ売買により所有権移転するものでございます。

申請理由として、譲渡人は耕作予定がないため、譲受人は新規就農のためです。

許可基準ですが、譲受人は今回の申請により、下限面積を超える5,918平米の農地の経営をすることになります。

営農計画では、果樹栽培、観光農園の経営を指すとしております。農機具は耕運機、軽バンを所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

す。次、議案第3号について説明をします。

大井地先の田1筆、面積786平方メートルを使用貸借するものでございます。

申請理由として、譲渡人は農業経営の規模を縮小したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためでございます。

許可基準として、下限面積を超えた6,591平方メートルの農地を経営しておりまして、全て管理していることを確認しております。

農機具は耕運機、自走式草刈機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

す。次、議案第4号について説明をします。

糠田地先の畑1筆、面積247平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は遠方で耕作できないため、譲受人は自宅に隣接して耕作しやすいためでございます。

許可基準としてですが、譲受人は現在の経営面積4,661平方メートルで、本申請を合わせても50アールを下回りますが、本日の議案第29号で御審議いただく令和4年度第2次農用地利用集積計画の中で542平米の使用貸借が認められますと、下限面積を超える農地を経営

することとなります。

農機具はトラクター、田植え機、耕運機、軽トラックを所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第5号について説明をします。

寺沢地先の畑3筆、面積2,435平米を売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢で農業経営を縮小したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためでございます。

許可基準といたしまして、下限面積を超えた1万4,035平方メートルの農地を経営しております。

農機具はトラクター、田植え機、耕運機、軽トラック、コンバイン、乾燥機、その他を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第6号について説明します。

浦田地先の田3筆、面積3,719平方メートルを賃貸借するものでございます。

申請理由として、譲渡人は耕作できないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためでございます。

許可基準といたしまして、下限面積を超えた1万7,694平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、バックホー、フレールモア、スプレッダー、トラックを所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第7号、第8号につきましては、譲受人が同一のため、一括して説明をいたします。

議案第7号は広岡地先の畑1筆、面積309平方メートルを売買により所有権移転するものでございます。議案第8号は広岡地先の田3筆、面積877平方メートルを使用貸借するものでございます。

申請理由として、譲渡人は相手方の申出によるため、譲受人は農業経営規模の拡大のためでございます。

許可基準として、現在2,958.18平方メートルの農地を経営し、今回の許可申請の面積を超えると下限面積40アールを超える面積となります。

農機具はトラクター、耕運機、草刈り機、田植え機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

次、議案第9号について説明します。

大戸見地先の田1筆、面積772平方メートルを売買により所有権移転するものでござい

ます。申請理由として、譲渡人は居住地が遠く、農地を手放したいため、譲受人は、農業経営の規模拡大のためでございます。

許可基準といたしまして、下限面積を超えた1万7,938.91平方メートルの農地を経営して

おります。農機具はトラクター、コンバイン、ユンボ、草刈り機、運搬車を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等につきましては問題ないと思われ

ます。次、議案第10号、第11号、第12号につきましては、譲受人が同一のため一括をして説明をさせていただきます。

譲受人は、農業へ新規参入する法人でございまして、農地所有適格法人の要件を満たして

おります。議案第10号は蔵玉地先の田1筆、478平方メートル、議案第11号は同じく蔵玉地先の田1筆、面積644平方メートル、議案第12号は同じく蔵玉地先の田2筆、2,614平方メートルをいずれも使用貸借するものでございます。

申請理由として、譲渡人ですが、議案第10号の譲渡人は健康がすぐれず農業経営をお願いしたい、議案第11号、第12号の譲渡人は農業機械を有していないので、農業経営をお願いしたいというものです。

譲受人は、農業経営に新規参入し、経営規模を拡大するためでございます。

許可基準といたしまして、今回の許可申請の合計面積3,736平米となり、下限面積30アールを超えております。

農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、バインダー、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

す。以上、議案第12号まで説明をいたしました。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第1号ないし第2号について、1番、鈴

木郁夫委員からお願いします。

鈴木（郁）委員 1番、鈴木郁夫です。

議案第1号及び2号につきましては、譲受人が同一人物でありますので、併せて御説明したいと思います。

詳細はただいま事務局から説明のあったとおりです。

申請地は議案書別冊の1ページを御覧ください。

地図からは外れているんですけども、県道君鴨線、六手バス停を南に下りますと、県道六手萩作線が尾車のほうへ向かいます。その道を入れていきますと、途中で鹿野山方面へ向かう道に入りますが、そうしますと、地図上にたびだちの村というのが出てきます。そのたびだちの村の前をさらに南下して、T字路を右に折れまして200メートルほど先の細い道を左に折れたところが、その当該丸印の位置です。

5月28日2時に譲受人の〇〇さんと現地でお会いしまして、新規就農に係る聞き取り調査、また農地の現況等の確認を行いました。現在、現役のサラリーマンですけども、退職後果樹栽培をしたいという夢がありまして、今現在近隣同業者から研修を受けているということです。

果実を収穫するまでにはまだ数年かかるということで、植えつけ準備を始めていきたいということで、遊休農地を探していたところ、まとまった休耕農地6反弱がありましたので、それを譲っていただくということを条件に、今日々御夫婦で草刈り、整地作業を実施しております。

当面ブルーベリーとキウイフルーツを栽培して、摘み取りやまた直売所販売を計画しているというようなことです。

当該地は三方を山に囲まれまして、谷津田になっています。全面が休耕地でありまして、譲渡人の〇〇さんと〇〇さん2名はいずれも高齢でありまして、ちょっとその当該農地が自宅と離れたところにありますので、今後耕作予定もないということで、今回の譲り渡しの了承を得たというようなことでございます。

3条要件として問題ないと思いますが、御審議をよろしくお願いします。

議長 続きますして、議案第3について、5番、笹本委員からお願いします。

笹本委員 5番、笹本です。

第3号議案について御説明いたします。

詳細につきましては、ただいまの事務局からの説明のとおりです。

場所ですが、別冊 2 ページを御覧ください。

地図の真ん中あたりに天照大神社があります。そこから清和方面、右側のほうですね、清和方面は。右側のほうに行きますと、350メートルぐらい行ったところの県道92号線沿いに申請地があります。

5月27日午後、双方代理人の方と譲受人とお会いし、現地の確認と聞き取り調査をいたしました。

現地は、譲受人の方がきれいに草刈りをされてありました。ここ数年は管理がし切れなかったのか、アシが田んぼ一面に生えていまして、景観的にも非常によくはない状態でしたが、譲受人はこの近くで養蜂業を営んでおり、ここに蜂蜜採取のための花を栽培するとのことでした。

専門スタッフが圃場を管理するという事なので、特に問題ないかと思われます。御審議よろしくお願ひいたします。

議 長 続きまして、議案第4号について4番、小笠原委員からお願ひします。

小笠原委員 4番、小笠原です。

議案4号について説明します。

詳細は事務局の説明のとおりでございます。

申請場所は別冊3ページを御覧ください。

J Aの経済センターの東方に位置する畑で、5月27日に譲受人と現地の立会いをいたしました。申請地は畑として管理されており、譲受人は畑として管理するもので、特に問題ないと思われますので、よろしく御審議ください。

議 長 続きまして、議案第5号について、11番、鳥海委員からお願ひします。

鳥海委員 11番、鳥海です。

議案5号について、現地確認について説明いたします。

詳細は、ただいま事務局の説明のとおりです。

場所は別冊資料4ページを御覧ください。

中央付近上から、木更津方面から下に向かい、久留里方面に行っている県道です。地図上には載っていませんが、寺沢ライスセンターの前の交差点を右折して50メートルぐらいを左折して、300メートルぐらい行ったところです。

5月27日、双方の代理人と連絡をとり、現地で話を伺いました。現地は何も耕作されておらず、1メートルぐらいの雑草が生い茂っておりました。譲渡人は相続で土地を所有して

おり、農業経験もなく、今後も耕作などはとてもできないとのことでした。譲受人は隣地を耕作しており、今後も規模の拡大としたいとのこと、何ら問題ないと判断いたしました。よろしく願いいたします。

議長 続きまして、議案第6号について12番、江澤委員からお願いします。

江澤委員 12番、江澤です。

議案6号について、現地調査の結果について説明いたします。

詳細につきましては、事務局からの説明のとおりです。

5月24日、代理人と現地で会いました。場所は別冊5ページであります。

久留里線を渡って小櫃川の手前の3枚の田です。その隣の田を譲受人は耕作をしてあります。オリーブを植えてありました。そこはきれいに草刈りがされてありまして、譲渡人は耕作できないため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請です。特に問題はないと思いますので、よろしく御審議をお願いします。

議長 続きまして、議案第7号ないし第9号について、13番、鈴木清委員からお願いします。

鈴木（清）委員 13番、鈴木です。

議案第7号、8号について説明をします。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

申請場所につきましては、別冊6ページを御覧ください。

議案第7号は、引受人の自宅の前でありまして、8号は引受人の自宅からちょうど10分ぐらい歩いたところに現地があります。

27日に電話しまして、ちょっと都合が悪いということで、28日に聞き取りをいたしました。譲渡人は遠方に住んでいて耕作ができないということでありまして、引受人は農業経営の規模拡大のためということでありまして、特に問題はないと思います。

それでは、議案第9号について説明します。

申請内容につきましては事務局の説明のとおりです。

申請場所につきましては、別紙7ページを御覧ください。

27日に電話をいたしまして、午後伺いました。中央に小櫃川が流れています。左の本吉畜産というところのちょっと左に、今度新しくできましたうちのほうの加名盛の清水トンネルが完成しました。それから左のほうに行きまして、小櫃川のところは大盛橋も完成いたしました。そこから5分ぐらい直線に行ったところであります。

譲渡人は相続で現地を取得しましたが、遠方に住んでいるので耕作ができないということでありまして、引受人は農業経営の規模拡大のため、特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 続きまして、議案第10号ないし第12号について、14番、粕谷委員からお願いします。

粕谷委員 14番、粕谷です。

議案番号10、11、12について一括して説明をいたします。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

別冊8ページをお開きください。

図面左側から右側に走っている道路は国道465号線です。そして、図面中央を通っているのが小櫃川であります。申請地3筆は、国道465号線沿いに位置しております。

5月28日、代理人と現地を確認いたしました。現地立ち会いをした代理人は、以前からこの譲渡人3名から委託を受けて、水田として耕作してきたとお話でした。譲受人は、この4月に設立された農業法人で、この法人の業務執行役員の1人である代理人が、引き続き耕作するものであります。表面上は今までどおりですが、使用貸借権を設定するものであります。

譲渡人は、健康上の理由や農業用機械を所有していないことから、耕作を依頼するのとことです。特に問題はないと思われますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

真板委員。

真板委員 7号議案と8号議案ですけれども、両方ともが譲渡人、譲受人が同一なんですけど、片方が所有権移転、片方は使用貸借となっている、これ何か理由があるんですか。

議長 事務局お願いします。

永寫次長 所有権移転のほうについては、本人申出の中で、農業の使用について話がまとまったところから所有権移転で、もう一つの使用権については、地権者隣接ですので、地権者のほうと相談して、所有権までは異動したくないというところから、使用ということで、普段から管理になかなか苦慮していたというところから、ただ権利までは異動したくないと、そういうところで所有権移転と使用貸借と2つに分かれているところですよ。

以上です。

議 長 よろしいですか。

ほかに質問等ございますか。

(発言する者なし)

議 長 それでは、質問、意見がありませんので、採決をいたします。

なお、議案第4号につきましては、議案第29号の令和4年度第2次農用地利用集積計画による使用貸借権の設定と併せて、譲受人は農地法に規定する下限面積を満たすため、議案第29号の審議後に採決したいと思いますので、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号については議案第29号の審議後に採決をいたします。

それでは、議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第10号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第11号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第13号ないし議案第15号及び議案第17号ないし議案第18号

議 長 日程第4、議案第13号ないし第15号及び第17号ないし18号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永寫次長 議案第13号について御説明いたします。

議案書の4ページを御覧ください。

上湯江地先の田1筆、面積64平米を使用貸借により専用住宅へ転用します。

申請地は市街化調整区域内で、農地区分は第二種相当となります。譲受人と譲渡人は親子関係であり、農業について継承したいと考えています。

申請地は専用住宅を建築するに当たり、市道に接道するための通路として転用し、一体的に使用したいとのことです。

建築予定地は譲受人の敷地内を予定しており、計画では上水道は公共水道を新規に引き込み、汚水と雑排水については合併浄化槽で処理後、敷地内北側水路に放流します。雨水につ

いても同じ水路に放流します。

工事中、車両等の出入り時には誘導員を配置し、粉塵の飛散防止、水まき清掃を徹底します。施工後も交通安全に努めます。

転用の土地は土盛りをして、道路と同じ高さにします。土盛りは1メートル未満で、周辺農地への日照通風の影響はなく、土砂流出防止のために、のり面には芝張りを行います。

議案第14号について御説明いたします。

泉地先の田3筆、面積2,861平米を、所有権移転により駐車場へ転用します。

申請地は、都市計画区域外で農地区分は第一種農地相当となります。本来、第一種農地では転用が認められませんが、農地法施行規則第35条第5号の既存の施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないもの限り認められるものです。

申請地は、譲受人が経営する観光事業の来客用の駐車場に転用したいとのことです。昆虫を題材にした家族向け観光事業は、令和3年1月に開業以来、来場者数が急激に増えており、駐車場の確保が喫緊の課題となっております。

用水は使用しません。雨水は自然浸透を計画しております。

防災計画には、土砂や堆石が流出しないよう、ネットや土のうなどを設置して安全確保に努めます。周辺農地へは最善の注意を払い、土砂流出がしないよう気をつけます。

議案第17号について御説明いたします。

寺沢地先の畑4筆、面積1,386平米を賃貸借設定により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第二種農地相当となります。現在、先地である申請地と農地以外の自己所有地と合わせて3,765.31平米に、太陽光パネル612枚を設置したいとのことです。

雨水は自然浸透式で、用水は使用しません。

工事期間中は標識を掲げ、注意を促し、周辺をフェンスで囲い、消火器を設置します。施工後は隣接する寺院側に目隠しフェンスと、隣接地の畑に影が入らないよう工夫します。

隣接地に土砂流出を防ぐとともに、周辺の農地に影響を及ぼさないようにします。

議案第18号について御説明いたします。

向郷地先の田1筆、面積345平米を所有権移転により専用住宅へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第二種農地相当となります。

譲受人は、仕事に打ち込みしすぎて体調を壊したことから、ライフワークバランスを十分

考慮するため、趣味のための専用住宅を計画しています。申請地と既存の住宅地を含めた敷地面積504.17平米に、建築面積と駐車場を含めた117.29平米の専用住宅に転用したいとのことです。

用水は流し台を設置しますが、上水は引かず、実家から運んだポリタンクから小型スイッチポンプを使用して簡易な手洗いを行えるようにし、それ以外の食器等の洗い作業は行いません。排水は吸い込み浸透枡を設置し、敷地内処理します。汚水はくみ取り槽を使用した簡易水洗トイレを設置します。雨水は浸透枡を設置し、敷地内浸透処理とします。

工事中は、火器を使用する工事は行わず、塗料などの引火性の高い資材は、現場では保管しません。施工後は、燃えやすいものの室内保管を徹底し、消火器を設置します。建物の確実な施錠を徹底します。排水に関しては場内処理を原則とし、周辺農地よりも高い位置にあるため、排水流出、土砂流出はありません。

建物は平屋のため、隣接地への日照及び通風への影響は最低限となります。

隣接地への土砂流出の可能性のある造成は行いません。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果につきまして、議案第13号について、2番、鮎川委員からお願いします。

鮎川委員 2番、鮎川です。

議案13号について説明します。

申請内容については事務局説明のとおりです。

申請場所は別冊9ページを御覧ください。

君津モータースクール前の交差点を富津方向に進み、法巖寺の方向に左折して100メートルほどの交差点をさらに左折して200メートルほど行った、徳常寺というお寺さんの前が申請地になります。

6月2日に譲渡人と現地確認を行いました。先ほども話がありましたが、譲受人と譲渡人は親子になります。息子さんは現在別の場所に住んでおりますが、ここに家を建て、農業も継ぐ予定だということを聞いております。現地は地目は田んぼですが、耕作はされておらず、草刈り等はされて管理された状態でした。

家を建てる土地は、今回の申請地につながる譲受人の祖母が所有する宅地になります。その宅地が市道に接道するための土地として、今回の申請地を使用する予定だそうです。特に

問題ないかと思われま。御審議よろしくお願ひします。

議 長 続ひまして、議案第14号について、3番、水野委員からお願ひします。

水野委員 3番、水野です。

第14号議案について説明いたします。

詳細につきましては、ただいま事務局の説明のとおりです。

場所は別冊の10ページを御覧ください。

県道164号線荻作君津線を尾車方面に進み、泉方面を左折に、曲がり道から2番目に左折して300メートルほど進み、右折して70メートルくらい行った右側の田んぼになります。

5月25日、譲渡人と現地にて聞き取りをいたしました。そこに譲受人の関係者の方が来て、一緒に話を聞きました。3枚の田の上に譲受人の店舗があり、譲渡人はその下の土手の溝を毎年家族で作っていて、土砂崩れも何度かあったようです。耕作をしているとき、店舗の責任者の方と交流を持つようになり、駐車場が足りないと聞いて話がまとまったようです。

譲受人は遠方にお住まいで、会社の責任者の方と、午後現地にて聞き取りをいたしました。こちらの店舗はいろいろな種類のカブトムシを販売していて、ゴールデンウィークには来客数が500人以上になったようです。大人の方も楽しめる大きな四駆の車が数台あり、クロスロードができて、子供たちが乗れる車も数台あり、キッチンカーや食事するスペースもあるため、お客様の滞在時間が長くなったこと、子供たちの遊べる遊具の近くに駐車場があるなどで事故の心配もあり、駐車場のスペースを別に欲しいと考えるようになって、話がまとまったようです。特に問題はないと思われま。よろしく御審議をお願ひいたします。

以上です。

議 長 続ひまして、議案第15号について、6番、宇野委員から報告をいただくところですが、本日欠席の届が出ておりませんが、いまだ実は連絡がとれておりませんので、この議案の15号につきましては、本日の総会時間内に間に合ったら再度報告、審議したいと思ひますので、御了承いただきたいと思ひます。

それでは、議案第17号について、11番、鳥海委員からお願ひします。

鳥海委員 11番、鳥海です。

議案第17号について、現地確認について説明いたします。

詳細はただいま事務局の説明のとおりでございます。

場所は別冊4ページを御覧ください。

5号議案と同じく、寺沢ライスセンターの交差点を右折して、今度100メートルぐらい行

ったところを左折し、200メートル行ったところです。

5月31日、譲渡人・受人になっております本人と連絡をとり、現地でお話を伺いました。

現地は、以前に譲受人のお父さんが養鶏場を経営していた跡地でした。現在は更地になっており、一部コンクリートの場所があったり、膝丈ぐらいの雑草が生い茂ってありました。周辺には農業施設もなく、農地も何も耕作をされておられませんでした。整地のみで、雨水は自然浸透とのこと、また隣地所有者には説明しており、承諾もとってありましたので、問題ないと判断いたしました。よろしく願いいたします。

議長 続きまして、議案第18号について、12番、江澤委員からお願いします。

江澤委員 12番、江澤です。

18号について現地調査の結果について説明いたします。

詳細につきましては、ただいま事務局からの説明のあったとおりです。

5月24日、代理人と現地で会いました。

場所は別冊資料5ページにあります。

久留里君津線の、地図上の天神様のところの手前50メートルを左に入り、500メートルぐらい行った左側の土地です。古民家の隣の道路より低い土地です。

譲渡人は、時々畑に来ていまして、ここに家を建てる予定でしたが、体調面がすぐれずに、今回諦めまして、譲受人に話をしたところ、譲受人の専用住宅を建てる予定だということで、今回の申請です。特に問題はないと思いますので、よろしく御審議をお願いします。

議長 ただいま、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

なお、議案第18号につきましては、議案第28号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてと関連がございますので、議案第28号の審議後に採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第18号については、議案第28号の審議後に採決をいたします。

それでは、議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 举手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長 举手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長 举手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

◎議案第19号ないし議案第28号

議長 日程第5、議案第19号ないし第28号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永島次長 議案第19号ないし議案第23号について、同一事業のため一括して御説明いたします。

議案書の6ページを御覧ください。

戸崎地先の田7筆、面積5,994平方メートル、畑、面積1,190平方メートルの砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。砂利採取用地として令和4年6月30日まで許可を得ていましたが、令和5年6月30日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。議案第24号ないし議案第27号について、同一事業のため一括して御説明いたします。

議案書の7ページを御覧ください。

長谷川地先の田3筆、面積2,160平方メートル、同じく長谷川地先の畑3筆、2,746平米、小櫃台地先、畑1筆、370平米の砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。砂利採取用地及び残土置き場として令和4年6月30日まで許可を得ていましたが、令和7年6月30日までの計画変更がなされました。

周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。議案第28号について御説明いたします。

議案書の8ページを御覧ください。

議案第18号に係る事業継承の案件で、譲渡人が当初自己の専用住宅を建設する予定で転用許可も得たため、所有権移転をしましたが、健康上の理由で予定どおり事業を進めることができなかつたため、処分する次第です。

譲受人は、仕事に打ち込み過ぎて体調を崩したことから、ライフワークバランスを十分考慮するため、趣味のための専用住宅を計画しています。

議案第18号で説明しましたとおり、新たな譲受人が専用住宅として転用するとの計画変更の申請でございます。

以上です。

議長 ただいまの事務局の説明について、質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願いま

す。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第27号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願いま

す。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

ただいま議案第28号が採決され、許可相当との意見となりましたので、議案第18号について採決をいたします。

議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

◎議案第29号

議長 日程第6、議案第29号 令和4年度第2次農用地利用集積計画についてを議題といたします。

議長 それでは、経済環境部農政課より説明をお願いします。

奥倉経済環境部農政課企画調整係長 農政課の奥倉です。

議案第29号について御説明いたします。

農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないとされておりますので、令和4年度第2次農用地利用集積計画の作成に当たり、御審議をお願いするものでございます。

お手元の議案書10ページをお願いいたします。

利用権設定につきましては、君津地区12件34筆、3万5,015平方メートル、小糸地区3件8筆、7,502平方メートル、清和地区5件19筆、2万159平方メートル、小櫃地区15件60筆、8万4,564平方メートル、上総地区5件19筆、2万1,783平方メートル、合計40件140筆、16万9,023平方メートルでございます。

所有権移転につきましては、今回は該当がありません。

個別案件につきましては、議案書11ページから34ページに記載してございます。

今回の農用地利用集積計画でございますが、市では、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第29号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がございましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第29号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

ただいま議案第29号が決定となりましたので、先ほどの議案第4号について採決をいたします。

議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

◎報告第1号ないし報告第16号

議長 日程第7、報告第1号ないし第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第6号ないし第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告第16号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、事務局長専決により書類の受理をいたしました。

ただいまの報告第1号ないし報告第16号について、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見等がないようですので、報告第1号ないし報告第16号を終わります。

先ほどの案件1つ残っておりますけれども、一応ここで休会といたしまして、推進員を交えた説明会終了後までに委員と連絡がとれた場合には、再度報告、そして採決をしたいと思っております。いま一度猶予をいただきたいということでお願いいたします。

じゃ、これで休会といたします。

(休 会)

◎議案第15号

議 長 それでは、総会を再開いたします。

残されていましたが、15号議案でございます。

宇野委員が、事情でどうしてもこの時間ここへ来られないということが分かりましたが、電話による聞き取りをいたしまして、現地調査報告をいたします。

じゃ、事務局の説明を先にお願ひします。

永寫次長 それでは、議案書の4ページを御覧ください。

議案第15号について御説明いたします。

荻作地先の畑1筆、面積109平米を所有権移転により専用住宅へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第二種相当になります。現在、申請地の隣接地に家族と共に住んでおり、家族も増え、狭くなったことから、建替えとともに自家用車の駐車場を計画しております。

申請と既存の住宅を含めた敷地面積421平米に、建築面積62.1平方メートルの専用住宅と駐車場に転用したいとのことです。また、建替えに当たり、崖条例を遵守するため、建築位置を移転しなければならないとのことです。

用排水の計画は既存の用排水を使用します。工事中は工事車両の進入・通行を慎重にし、申請地の周辺道路の通行の妨げにならないようにいたします。隣接農地の耕作に影響のないように注意し、土砂等が流出しないよう十分な対策をいたします。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

続きまして、議案第15号について3番、水野委員から現地調査報告をお願いいたします。

水野委員 3番、水野です。

第15号議案について説明いたします。

詳細につきましては、ただいま事務局の説明のとおりです。

5月27日17時半頃、譲受人と自宅兼所有権移転する今回の案件の現地において聞き取りをいたしました。

場所は別冊11ページを御覧ください。

自宅の建物が古くなったため、建て替えたいとの希望がありました。建て替えるに当たって、裏が崖条例のため、既存の場所にそのまま建てるのが難しく、2メートルくらい前に建てる形となりました。その際に駐車スペースがなくなってしまう、スペースを確保するために、隣接する農地を必要最低限度転用したいとのことでした。

特に問題はないと思われます。よろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 特に質問、意見がありませんので、議案第15号について採決をいたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手全員)

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

◎閉 会

議 長 これをもちまして、令和4年第6回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和4年第7回農業委員会総会は、令和4年7月5日火曜日、6階災害対策室にて開催の予定でございます。よろしくお願ひをいたします。

(午後3時45分)